

INFORMATION

お知らせ &ご案内 7月

**サマーボランティア
キャンペーン2007**
今年の夏は、
ボランティア活動に
参加してみませんか

皆さんが自然にボランティア活動に参加できるよう、昨年に引き続き、今年度もサマーボランティア・キャンペーンが実施されます。

ボランティアイベントブックをご覧いただき、自分に合ったボランティアを見つけたら、そのボランティア活動に参加してみませんか？

自分の意思で、無理せず、楽しく、できることから始めてみましょう。

なお、ボランティアイベントブックの情報は、愛媛ボランティアネットワークにも掲載しています。

URL <http://nv.pref.ehime.jp/>

■期間

平成19年7月1日(日)

～9月30日(日)

■対象者 一般県民

■ボランティアイベントブック設置場所

せとうち交流館及び上島町各総合支所窓口等

■問合せ先
せとうち交流館

TEL 0897-77-2252

愛媛県民活動推進課

NPO・ボランティア係

TEL 089-912-2305

『ふるさと夜市』出店者
『ゆげシーサイド
フェスティバル』参加者
募 集 !

上島町商工会及び商工会青年部では、恒例の「ふるさと夜市」及び「ゆげシーサイドフェスティバル」の出店者・参加者を次のとおり募集します。皆様の参加をお待ちしております。

**第22回 ふるさと夜市
8月4日(土) 開催**

■出店資格 町内に在住する個人及び団体

■その他 申込み後に、出店説明会を行います。

**第10回 ゆげシーサイドフェスティバル
8月5日(日) 開催**

■募集競技 さんまレース

■競技内容 4人1組でのタイムレース

■参加資格 小学生

■参加料 1チーム1000円

■申し込み・問合せ先

上島町商工会弓削支部

TEL 0897-77-2135

『ポップコーンの会』
(上島障害をもつ子どもの親の会)
学習会のご案内

障害児が地域でいきいきと育つための理解と特別支援教育の基本的な考え方や取り組み等について、学習会を開催します。皆様、お気軽にお越しください。

■テーマ

ともに地域で育つために
～障害児の理解と教育について～

■日時

平成19年7月8日(日)

10時30分～12時まで

■講師 渡部 徹先生

(東温市教育委員会・特別支援教育相談員)

■場所 地域交流センター
(上島町消防庁舎 2階)

父親の家庭教育参加を
考える集い参加者募集

今治教育事務所では父親と子どもとのふれあいを深め、父親の家庭教育への参加促進を図ることを目的とする体験活動を次のとおり実施します。

■開催日

平成19年8月25日(土)

8月26日(日)

■場所 大洲青少年交流の家
(今治駅からバスで送迎)

■参加対象

小学生と父親(母親も可)

25組(応募多数の場合抽選)

■参加費

大人2500円
子供2400円

■主な活動内容

カヌー、キャンプファイヤー、軽スポーツ、研修等

■申し込み・問合せ先等

〒794-0004

今治市旭町1-4-9

今治教育事務所社会教育課

TEL 0898-2312500

(内線253)

7月20日(金)までにお申込みください。

ふれあい魚ツチング
&体験学習 開催

中予水産試験場では、県民の皆さんに、水産業と試験研究の内容について理解を深め

ていただくために、次のとおり「ふれあい魚ツチング」と「中予水産試験場体験学習」を開催いたします。

■ふれあい魚ツチング

○内容 海藻おしば作り・試験研究内容の紹介・ふれあい水槽など

○日時 7月29日(日)

10時～15時

○場所 中予水産試験場

○参加方法 自由参加です。

■中予水産試験場体験学習

○内容(部門)

①魚介類飼育体験

②海洋調査体験

○日時 8月4日(土)

9時～12時

○場所 中予水産試験場

○募集 20名

○参加方法

住所・氏名・年齢・電話番号・希望する部門を明記のうえ、ハガキまたはFAXによりお申し込みください。対象は小学生以上ですが、小学生は保護者の同伴が必要です。

○申込締切 7月29日(必着)

※(応募多数の場合抽選)

■申し込み・問合せ先

〒799-1312

伊予市森甲12-13

TEL 089-983-5378

FAX 089-983-5570

社会保険事務所から年金制度についてお知らせ！

国民年金保険料の免除制度について

経済的な理由等で国民年金保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

■全額免除制度

保険料の全額14,100円（平成19年度の保険料額）が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときと比べ、年金額が1／3として計算されます。

■一部納付（一部免除）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料を免除。

一部納付は3種類です。それぞれの納付額（平成19年度保険料額）と年金額の計算は次のとおりです。

- ・ 4分の1納付（3,530円）→年金額1／2 ※平成18年7月実施
- ・ 半額納付（7,050円）→年金額2／3
- ・ 4分の3納付（10,580円）→年金額5／6 ※平成18年7月実施

全額免除・一部納付（一部免除）制度には、それぞれ所得の基準があり、基準の範囲内であることが必要です。（申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です。）

一部納付（一部免除）制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるためご注意ください。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、必ず保険料を納めるか、納めることが難しい方は「保険料免除制度」の申請をしましょう。

離婚時の厚生年金の分割制度について

平成19年4月1日以後に離婚をした場合に、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、当事者間で合意した割合に基づき分割することができる制度です。

分割を受けた方は、ご自身の支給開始年齢から、分割後の厚生年金の保険料納付記録に基づく老齢厚生年金を受給することになります。

■基本的な仕組み

○婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録（夫婦の合計）を、離婚した場合に当事者間で分割することができます。

○分割割合は当事者間で協議し合意した上で、社会保険事務所に分割の請求を行います。当事者間での話し合いでは合意が成立しないときは、裁判手続きにより分割割合を定める必要があります。

○分割割合は、厚生年金の保険料納付記録（夫婦の合計）の50%が上限です。

■情報提供をしています

あらかじめ分割割合を決めるために必要な情報を把握しておきたい当事者は、必要な情報提供を社会保険事務所に請求することができます。

情報提供は、当事者双方または一方から請求できます。

情報提供に請求に必要な書類

- ①請求者自身の年金手帳
- ②婚姻期間等を明らかにすることができる書類
（例 戸籍謄本（抄本）戸籍の全部事項証明書等）

情報提供の内容

- ①分割の対象となる期間
- ②分割の対象となる期間に係る離婚当事者のそれぞれの保険料納付記録
- ③分割割合の範囲等

【問合せ先】 今治社会保険事務所 TEL 0898-32-6141

四国財務局から『預金保険制度』のお知らせ

■預金保険制度について

預金保険制度は、万が一金融機関が破たんした場合に預金者等の保護や資金決済の履行の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としています。

■預金保険の対象となる預金等の範囲について

預金保険制度により、当座預金や利息のつかない普通預金など（決済用預金）は、全額保護されます。定期預金や利息付きの普通預金など（一般預金等）は、金融機関ごとに預金者1人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。それを超える部分は、破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます。

（一部カットされることがあります。）

預 金 等 の 分 類		保護の範囲
預金保険の 対象預金等	決済用 預 金	当座預金・利息のつかない普通預金等
	一般用 預 金	利息付の普通預金・定期預金・定期積金・元本補填のある金銭信託（ビッグなど）等
預金保険の対象外 預金等		外貨預金、元本補填のない金銭信託（ヒットなど）、金融債（保護預り専用商品以外のもの）等
		全 額 保 護
		合算して元本1,000万円までとその利息等を保護
		保 護 対 象 外

※具体的にどのような預金が「決済用預金」に該当するか等、個別の商品に関する事項については、金融機関の窓口等に問合せください。

※日本郵政公社については、平成19年10月から郵便貯金銀行となり、預金保険の対象金融機関となる予定です。

預金保険制度についての詳細は、下記のホームページ（URL）をご参照ください。

金融庁ホームページ（預金保険制度）<http://www.fsa.go.jp/policy/payoff/index.html>

えひめ電子自治体共同運営サービス 利用促進キャンペーン実施中！

■いつでもどこでもネットで申請【手続きがさらに増加しました！】

愛媛県及び県内市町では、いつでもどこでもインターネットを使って簡単に申請・届出ができる共同電子申請システム「えひめ電子自治体共同運営サービス」を、2006年6月から運用しています。今年は、手続きもさらに増加し、県では約200種類、市町では約40種類の申請・届出が可能。より便利になったサービスをぜひご利用ください。

■ただ今、キャンペーン実施中【アンケートに答えると抽選で県内特産品が当たる！】

「えひめ電子自治体共同運営サービス」をもっと多くの方に知っていただくとともに、内容をさらに充実させていくため、サイト上でアンケートを実施しています。このアンケートにお答えいただいた方の中から毎月抽選で4名（総計20名）に、県内市町の特産品をプレゼント。ぜひご応募ください。

○アンケート実施期間 7月1日（日）～11月30日（金）〔5か月間〕

○対象者

愛媛県内にお住まいの方で、サービスに登録している方、又は今回新たに登録していただける方

※ご応募はお一人様毎月1回限り。

■ホームページアドレス

【えひめ電子自治体共同運営サービス】 <http://www.e-ehime.lg.jp/navigate/mu0/>

※検索サイトにて「えひめ電子自治体」で検索してください。

■問合せ先

愛媛県電子自治体推進協議会事務局（愛媛県企画情報部管理局情報政策課内）TEL 089-912-2228

裁判員制度～映画やパンフレットでご案内します～

国民の皆さんに刑事裁判に参加していただく「裁判員制度」が平成21年5月までに始まります。

裁判所では、裁判員制度に関心を持ち、理解していただくために映画やパンフレットなど様々な方法で情報を提供しています。

■裁判員制度広報用映画「評議」

裁判員制度の評議の様を描いた約62分の映画です。

殺人未遂事件を題材に、裁判員に選ばれた国民が戸惑いながらも次第に打ち解けてお互いの意見を交わし、裁判官と一緒に、遂に判定に至るといった経緯で、裁判員裁判で重要な評議のシーンを中心とするドラマです。

【出演】中村俊介、榎木孝明ほか。

■裁判員制度広報用映画「裁判員～選ばれ、そして見えてきたもの～」

裁判員制度の選任手続を中心に描いた約69分の映画です。

放火事件を題材に、どのようにして皆さんが裁判員に選ばれるのかについて、現段階におけるイメージをできる限りお伝えする内容になっています。仕事の都合もあり、当初は参加に消極的であった主人公の心理的不安や、裁判員となる上での日常生活上の障害と葛藤、それらを調整の上、徐々に積極的に参加していく姿が描かれています。

【出演】村上弘明、山口果林ほか。

■アニメ「ぼくらの裁判員物語」

中・高校生向けの約22分のアニメです。

高校生を主人公にして、裁判員制度をアニメーションでわかりやすく解説しています。

■パンフレット「よくわかる！裁判員制度Q & A」

裁判員制度をイラスト入りで分かりやすく解説したパンフレットです。

「評議」「裁判員～選ばれ、そして見えてきたもの～」「ぼくらの裁判員物語」のDVDまたは、ビデオの貸出し及び「よくわかる！裁判員制度Q & A」の配布を希望される方は、以下の地方裁判所の総務課にお問合せください。また、裁判員制度ウェブサイトにもPDFファイルを掲載しています。

○広報用映画のDVD及びビデオは、松山家庭裁判所において貸し出しています。

問合せ先：松山家庭裁判所総務課庶務係 TEL 089-945-5000

※裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/>



放送大学で学んでみませんか 10月入学生募集

放送大学は、テレビなどの放送により授業を行う通信制の大学です。只今、平成19年10月入学生を募集しています。詳しい資料を無料で送付いたします。お気軽にお問合せください。

■募集学生

《教養学部》

科目履修生（6か月在学し、希望する科目を履修）

選科履修生（1年間在学し、希望する科目を履修）

全科履修生（4年以上在学し、学士の学位を修得）

《大学院》

修士科目生（6か月在学し、希望する科目を履修）

修士選科生（1年間在学し、希望する科目を履修）

■受付期間 平成19年8月15日（水）まで

■資料請求（無料）・問合せ先

放送大学愛媛学習センター TEL 089-923-8544

ホームページ URL <http://www.u-air.ac.jp>

第57回社会を明るくする運動

防ごう犯罪と非行 助けよう立ちなおり



明るく住みよい、犯罪のない社会の実現は、私たち町民すべての願いです。

現在、全国的に薬物乱用（麻薬）による犯罪が多く発生しています。薬物を使用すると精神的依存性が極めて強く、ひとたび乱用を始めると中止することが困難となります。安易な好奇心から乱用する風潮がみられ、特に20歳代を中心として若年層への乱用の拡大が顕著となっております。

薬物犯罪の無い明るく住みよい上島町を作りましょう。我々保護司会も微力ながらお手伝いさせていただきます。

7月は社会を明るくする運動の強調月間です。ポスターの掲示、街頭キャンペーン、ミニ集会、広報映画放映など、各種の活動を行います。

町民皆様にご助力頂ければ、「社会を明るくする運動」の効果が倍増いたします。 上島町保護司会

7月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(日)	大	11:05	303	—	—	5:53	151	17:36	32
2(月)	大	0:19	371	11:46	312	6:28	141	18:15	26
3(火)	大	0:55	377	12:29	320	7:04	131	18:55	27
4(水)	中	1:33	377	13:14	324	7:42	122	19:38	35
5(木)	中	2:12	371	14:04	323	8:23	114	20:24	52
6(金)	中	2:54	361	14:59	319	9:07	108	21:13	76
7(土)	小	3:40	346	16:03	313	9:57	103	22:10	103
8(日)	小	4:31	330	17:16	310	10:54	98	23:17	131
9(月)	小	5:28	315	18:37	314	11:58	90	—	—
10(火)	若	6:32	304	19:57	328	0:37	152	13:08	78
11(水)	中	7:38	301	21:06	348	2:03	160	14:17	61
12(木)	中	8:41	304	22:06	369	3:18	156	15:18	42
13(金)	中	9:38	311	22:57	385	4:19	146	16:13	25
14(土)	大	10:30	320	23:43	395	5:10	135	17:01	14
15(日)	大	11:17	328	—	—	5:54	125	17:46	11
16(月)	大	0:24	397	12:02	332	6:35	118	18:28	17
17(火)	大	1:03	391	12:45	331	7:13	114	19:08	31
18(水)	中	1:39	379	13:26	325	7:50	113	19:45	53
19(木)	中	2:13	363	14:08	315	8:25	115	20:22	81
20(金)	中	2:45	343	14:51	301	9:00	119	20:58	111
21(土)	小	3:16	323	15:39	285	9:37	125	21:35	143
22(日)	小	3:48	303	16:37	271	10:17	131	22:17	173
23(月)	小	4:23	284	17:53	263	11:05	135	23:15	199
24(火)	長	5:08	268	19:24	268	—	—	12:07	135
25(水)	若	6:13	257	20:43	284	0:58	215	13:21	128
26(木)	中	7:29	255	21:38	306	2:52	213	14:28	113
27(金)	中	8:35	263	22:19	329	3:53	199	15:22	92
28(土)	中	9:29	279	22:54	351	4:33	182	16:07	70
29(日)	大	10:16	299	23:28	370	5:07	162	16:48	50
30(月)	大	10:59	320	—	—	5:38	142	17:27	34
31(火)	大	0:01	384	11:41	339	6:10	122	18:06	24

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

平成19年度 上島町岩城町民プール開設日程

7 月																				
時間	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	8 月						
1日														1日						
2日														2日						
3日														3日						
4日														4日						
5日														5日						
6日														6日						
7日														7日						
8日														8日						
9日														9日						
10日														10日						
11日														11日						
12日														12日						
13日														13日						
14日														14日						
15日														15日						
16日														16日						
17日														17日						
18日														18日						
19日														19日						
20日														20日						
21日														21日						
22日														22日						
23日														23日						
24日														24日						
25日														25日						
26日														26日						
27日														27日						
28日														28日						
29日														29日						
30日														30日						
31日														31日						

※学校教科、天候、施設管理上などにより変更することがあります。
防災無線放送等でご連絡しますので、ご注意ください。

営業時間

上島町岩城町民 プール入場料金 について	入場料	★団体割引★		★係員にお求めください★
		30人以上	各入場料の1割引	
	中学生以下 …… 100円	50人以上	各入場料の2割引	11枚綴り 中学生以下 1,000円
	一般(高校生以上) …… 200円	100人以上	各入場料の3割引	— 一般 2,000円
	※プールに入らない人は不要です。	係員にお問い合わせください。		上島町教育委員会岩城支所